

通所リハビリテーション 運営規程

令和6年6月

医療法人 知命堂病院

介護老人保健施設 くびきの

(運営規程設置の主旨)

第1条

医療法人知命堂病院介護老人保健施設くびきの（以下「施設」という。）が実施する指定通所リハビリテーション（以下「通所リハビリ」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条

要介護状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正な通所リハビリを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

施設が実施する通所リハビリの職員は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 通所リハビリの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条

通所リハビリを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人知命堂病院介護老人保健施設くびきの
- (2) 所在地 上越市西城町3丁目6番31号

(職員の定数)

第5条

施設に次の職員をおく。

但し、法の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準で定める数又はそれ以上とする。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 医師（施設長） | 1名（兼務） |
| (2) 介護員又は看護師 | 2名（兼務） |
| (3) 支援相談員 | 1名（兼務） |
| (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1名（兼務） |
| (5) 事務員 | 1名（兼務） |
| (6) 管理栄養士 | 1名（兼務） |
| (7) 用務員 | 1名（兼務） |

(職務内容)

第6条

職員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括し執行する。
医師は、利用者の健康管理及び医療処置を適切に講ずる。
- (2) 介護員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
看護師は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (3) 支援相談員は、利用者等に支援相談業務を行う。
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者に対するリハビリ業務を行う。
- (5) 事務員は、事務の処理を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理業務を行う。
- (7) 用務員は、施設、設備の保守点検業務のほか、利用者の送迎等運転業務を行う。

(勤務体制の確保)

第7条

施設は、利用者に対し、適切な通所リハビリその他のサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

(営業日及び営業時間)

第8条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 下記を除く日
土曜、日曜、祝日、8月15・16日、12月30・31日、1月1日～3日
- ② 営業時間
8：30 ～ 17：00
送迎可能時間内（9：00～16：00）とする。

(通所リハビリの利用定員)

第9条

実施単位は、通所リハビリ・介護予防通所リハビリ合せて、12名とする

(通所リハビリの内容)

第10条

通所リハビリは通所リハビリテーション(実施)計画に基づいて、必要なリハビリテーションを行う。内容は次の通りとする。

- (1) 通所リハビリテーション(実施)計画の立案
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護
- (6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

- (7) 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリ利用時間を超えた場合に適用）

(通常の事業の実施範囲)

第11条

上越市及び近隣市町村とする。

但し、送迎地区は、上越市高田地区（相談必要）とする。

(利用料)

第12条

施設の利用に伴い必要となる費用は、別紙利用料金表により支払いを受ける。

保険給付対象の基本料金は、厚生労働大臣が定めた告示上の基本額とする。

- 2 利用者の通所開始に際し、利用料について具体的に提示しなければならない。

(通所リハビリテーションの取扱方針)

第13条

通所リハビリは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

- 2 施設は、自らその提供する通所リハビリサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3 施設の職員は、通所リハビリの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 4 通所リハビリの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(身体拘束等)

第14条

施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、別に定める「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 2 身体的拘束等の適正化を図るための対策を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第15条

施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、別に定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づきサービスを提供するとともに、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図らなければならない。

また、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、上記措置を適切に実施するための担当者を置かなければならない。

施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(褥瘡対策等)

16条

施設は利用者に対し良質なサービス提供を提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、「褥瘡対策指針」を定め、その発生を防止するの体制を整備する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条

身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

施設内において次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、飲酒、又は楽器等により施設内の静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設内及び施設敷地内は、禁煙とする。
- (4) 故意に施設若しくは備品、物品を破損し、又これらを施設外に持ち出すこと。
- (5) 金銭または物品によって賭け事をする事。
- (6) 施設内の風紀秩序を乱し、また安全衛生を害すること。
- (7) 無断で備品の位置、またはその形状を替えること。
- (8) 通所リハビリ利用時間内のリハビリ目的外の外出。
- (9) ペットの持ち込み。

(非常災害対策)

第18条

施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに、年2回以上必要な訓練を行い、利用者の安全に対して万全を期するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第19条

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該当業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第20条

施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 施設は、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
- 3 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は、まん延しないように体制を整備し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 4 施設は、感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を開催し、結果を従業員に周知徹底をはかるとともに、「感染の予防及びまん延防止の指針」に基づき、訓練を定期的実施し、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 5 栄養士、管理栄養士、調理員等厨房勤務者は、月1回、検便を行わなければならない。
- 6 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(掲示)

第21条

当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに職員の勤務体制、協力病院、利用料に関する事項を掲示しなければならない。

(緊急時等の対応)

第22条

通所リハビリの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第23条

施設は、事故の発生又はその再発を防止するために、別に定める「療養安全管理指針」に基づき体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、施設は、必要な措置を行う。

(苦情処理)

第24条

施設は、提供した通所リハビリに関する利用者及びその家族からの苦情に対応するための窓口を設置する。また、当該苦情の内容等の記録等その他必要な措置を講じなければならない。

(関係機関との連携)

第25条

施設の運営に当たっては、関係機関との連携を密に行う。

(秘密の保持)

第26条

職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。職員でなくなった後においても遵守しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第27条

運営規定の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 2 当施設は、適正な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人 知命堂病院の役員会において定めるものとする。

(その他)

第28条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行)

第29条

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

利用料金表

(通所リハビリテーション)

(1) 基本料金 (保険給付対象)

1. 通所リハビリテーション費
 - ・要介護1
 - ・要介護2
 - ・要介護3
 - ・要介護4
 - ・要介護5
2. 時間延長サービス加算 (8～9時間) (9～10時間) (10～11時間) (11～12時間)
3. 事業所が送迎を行わない場合減算
4. 入浴介助加算 (Ⅰ) (Ⅱ)
5. リハビリテーション提供体制加算
6. リハビリテーションマネジメント加算 (イ)・(ロ)・(ハ)
7. 短期集中リハビリテーション実施加算
8. 生活行為向上リハビリテーション実施加算 (開始日から6月以内)
9. 移行支援加算
10. 重度療養加算
11. 栄養改善加算 (月2回程度)
12. 栄養アセスメント加算
13. 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)
14. 口腔機能向上加算 (Ⅰ)・(Ⅱ) イ・(Ⅱ) ロ
15. 科学的介護推進体制加算
16. サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ)
17. 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)・(Ⅳ)・(Ⅴ)
18. 高齢者虐待防止未実施減算
19. 業務継続計画未策定減算
20. 退院時共同指導加算

※ 上記については、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料の1割負担額とする。

(2) 利用加算 (保険給付対象外・税込)

| | | | | | | |
|--------|---------|-----------------|----|--------|----|------|
| ① 食材料費 | 朝食 | 510円 | 昼食 | 610円 | 夕食 | 560円 |
| ② 日用品費 | 120円 | ③教養娯楽費 | | 100円 | | |
| ④ その他 | | | | | | |
| | ・尿とりパット | 24円 | | ・はくパンツ | | 140円 |
| | その他 | 立替及び実費発生時、実費相当額 | | | | |